

● ● ● しんきんリースご契約の皆様へ ● ● ●

動産総合保険のご案内

(水災危険補償特約・電気的事故補償特約・機械的事故補償特約付帯)

しんきんリース（株）ではリース契約ご利用の皆さまが安心して機械や設備をご使用していただけますよう、保険会社との間で動産総合保険契約を締結して万一の事故に備えています。

このご案内は動産総合保険の内容、保険事故が生じた時の諸措置ならびに保険金の請求手続きについてご説明したものです。

是非ご一読ください。

1. リース物件と動産総合保険について

1

リース物件（事務機、情報関連機器、産業・工作機械、医療機器等）については保険会社間との特約にもとづき動産総合保険が付保されています。

この保険は、ご利用いただいているリース物件に生じたすべての偶然な外來の事故による損害（後記保険金をお支払いできない主な場合を除く）に対して保険金が支払われます。

この動産総合保険は共栄火災海上保険（株）との間で締結されており、この保険の契約者はしんきんリース（株）です。

2

動産総合保険の保険料は、リース料に含まれております。

この保険の保険料はしんきんリース（株）の全リース物件を保険契約するため、一般に個別加入される保険契約に比べ大幅に低廉になっております。

3

保険契約の始期日は、リース契約による「物件の引渡しを受けた日」からであり、通常「物件借受証」に記載された借受日となります。

そして保険契約の終期日は、リース期間の満了日となります。

なお、リース契約期間中はしんきんリース（株）が一年毎に保険契約の更改手続きを行いますので、リース契約の皆様には保険契約のことでお手数をおかけすることはありません。



2. 動産総合保険の内容

この動産総合保険は、保険約款で特に免責となっている保険事故（下記（2）参照）以外のあらゆる偶然な外来の事故によって生じた損害について保険金をお支払いするものです。



（1）保険金をお支払いする場合

すべての偶然な事故による損害

〈例えば、次のような事故による損害について保険金をお支払いします。〉

火災、破損、盗難、汚損、濡損、破裂・爆発、落雷、いたずら、風水雪害、航空機の墜落、または物体の落下、車両の衝突および接触、騒じょう、労働争議、輸送用具の事故、構造物の崩壊

…など

（2）保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重過失または法令違反による損害
- ②戦争、内乱、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ④保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、かび、さびその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害
- ⑤修理・清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。

3. 保険事故が発生した場合は…

リース物件に保険事故が生じた時は、次の措置をおとりください。

(1) しんきんリース(株)または共栄火災海上保険(株)へ次の事項をご連絡ください。

- ①リース契約番号
- ②事故発生の日時、場所
- ③事故の原因および状況
- ④損害の程度
- ⑤修理方法（修理可能か不可能か、可能な場合は修理先はどこか）
- ⑥応急措置について

（注）事故連絡が遅れますと保険会社が保険事故か否かの確認や損害額の判定をするのが困難になります、保険金の支払いに支障をきたす場合がありますのでご注意ください。早急な事故連絡にご協力ください。

(2) 損害の防止軽減措置

万一損害が発生した場合は、その拡大を防ぎ損害がなるべく軽減するよう努めてください。第三者からの損害賠償を受けられる場合は、その損害賠償請求権の行使や存続について必ず必要な手続きをお取りください。

(3) 警察署への提出

リース物件が盗難に遭った場合は、最寄の交番か警察署に必ず盗難事故としての届出を行ってください。

(4) 損害箇所の写真撮影

焼失、滅失、盗難等の事故の場合以外は、その事故の損害状況を確認できる写真を必ず撮影しておいてください。

(5) 修理について

損害が生じたリース物件の応急修理は直ちに取っていただいて結構ですが、本格的な修理は保険会社の承認を取付けてから行ってください。

(6) 罹災証明書の取り寄せ

火災事故の場合は消防署に申し出て罹災証明書を取付けてください。

(7) 保険金の請求手続き

保険金の請求手続きは、しんきんリース（株）がいたしますので事故が発生した場合は、事故速報と同時に上記措置を必ず講じておいてください。

■このご案内は概要を説明したものです。詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせは…

<取扱代理店>

しんきん通商株式会社

〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6
共栄火災ビル8階
Tel: 03-3507-8860
Fax: 03-3507-8861

<引受保険会社>

共栄火災海上保険株式会社

東京支店 金融営業課
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
Tel: 03-3504-0163
Fax: 03-3595-4001

KYOEI
FIRE & MARINE